# 国民健康保険に加入している皆さん

\*

•

## 医局龄受給者証 などの更新のお知らせ

## 康保険高齢受給者証を

月31日に有効期限切れとなりますの に郵送交付します。 に交付している「高齢受給者証」が7 70歳から74歳の国民健康保険加入者 「高齢受給者証」を7月末

あります。 るときには、保険証と一緒に窓口に提 元年の所得などにより、変わる場合が 示してください。自己負担割合は令和 示すものです。医療機関などで受診す 「高齢受給者証」は自己負担割合を

破棄してください。 課に返却するかご自分で責任をもって 有効期限切れとなった は国国保年金課または囮住民福祉 「高齢受給者

### までになる認定証を交付し 入院や外来の支払いが限度

あります

れている認定証は7月31日で有効期限 請により交付しています。現在交付さ 証や食事代が軽減される認定証を、 の自己負担額が限度額までになる認定 市では、 入院や外来で支払う医療費 申

> 切れとなりますので、引き続き使用す た月の1日から適用となります。 る人は再度申請してください。申請し の申請は必要ありません。 定証の代わりになりますので、 なお、 般の区分の人は、 70歳から74歳で現役並みⅢと 高齢受給者証が認 認定証

### 認定証の申請に必要なも

はんこ(朱肉を使用する物

の認定証 ・すでに交付を受けている人はお持ち

「公的な写真付身分証明 「通知カード」と運転免許証などの 「マイナンバーカード」(もしくは

度額適用認定証は交付できない場合が ※国民健康保険税を滞納していると限 入院時食事療養費標準負担額

1食あたり

の負担額

460円

210円

160円

100円

### 70歳から74歳の人

70成分・674成の人				
自己負		限度額(月額)		
区分	外来+入院			
	外来(個人単位)	(世帯単位)		
現役並みⅢ	252,600円+(総医)	療費-842,000円)×1%		
(課税所得690万円以上)	〈4回目以降:140,100円〉			
現役並みⅡ	167,400円+(総医)	療費-558,000円)×1%		
(課税所得380万円以上690万円未満)	〈4回目以	降:93,000円〉		
現役並み I	80,100円+(総医療	寮費−267,000円)×1%		
(課税所得145万円以上380万円未満)	〈4回目以降:44,400円〉			
一般	※18,000円	57,600円		
	年間上限144,000円	〈4回目以降:44,400円〉		
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円		
低所得者 I		15,000円		

70歳未満の人				
	区分	所得要件	自己負担限度額(月額)	
	ア	基礎控除後の所得 901万円超の世帯	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% 〈4回目以降:140,100円〉	
	イ	基礎控除後の所得 600万円超〜 901万円以下の世帯	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% 〈4回目以降:93,000円〉	
	ウ	基礎控除後の所得 210万円超〜 600万円以下の世帯	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 〈4回目以降:44,400円〉	
	Н	基礎控除後の所得 210万円以下の世帯	57,600円 〈4回目以降:44,400円〉	
	才	住民税非課税の世帯	35,400円 〈4回目以降: 24,600円〉	

※原則、 がない場合、 月の金額が限度額までとなります。 ※70歳未満の人については所得の 必要な場合があります。 つ以上の医療機関で受診した場合に 今までどおり高額療養費の申請が 1つの医療機関で支払う1か 区分アとして扱います。 2

場合があります。 た人の世帯は、負担区分が変更になる ※特例対象被保険者軽減措置に該当し

対象

一般(下記以外の人)

70歳以上で低所得者 I

非課税

(70歳以

上は低所

得者Ⅱ)

90日まで

の入院

過去12か月

で90日を

超える入院

上高額療養費の支給を受けた場合の

内は、

過去12か月間で4

回以

囮住民福祉課税務保険係
▼国保年金課国保係(☎)

(☎内線1113

(☎内線2121